



ほろのべの恋

2015年
(平成27年) 2月号
NO.604



▲成人式

- 議会だより第82号
- 平成27年度住民税申告相談のご案内
- 平成27年4月幌延町認定こども園「たんたん」がスタートします
- 幌延町まちづくり町民参加条例に基づくパブリックコメントの実施予告について
- 平成27年度幌延町奨学生の募集



▲パトカーの雪像(問寒別駐在所)



ほろのべ

北緯45度のまち

議会だより

第82号

発行 北海道幌延町議会
編集 議会報発行特別委員会
電話 01632-5-1111
FAX 01632-5-2971

第9回 定例幌延町議会

12月25日

12月25日に定例会が行われ、行政報告、一般質問、議案4件、同意1件、発議2件を審議の結果、原案どおり全てを可決し、閉会した。同意案件は、副町長の選任についてで、岩川実樹総務課長の副町長選任に同意した。

お	第9回幌延町議会定例会	2
も	一般質問	2
な	産業厚生常任委員会・総務文教常任委員会	
内	総務文教常任委員会・町民と議員との懇談会	3
容	議会の動き・編集後記	4

地域の課題をとらえて

1氏が一般質問



鷲見 悟

町政を担当する大志について

質問 「町民の総力で町を創ろう」ではなく、「町民の総意で」となるのが正しいのでは。

町長 意識だけでは前へ進まない。力が必要だと思う。

質問 深地層研究センターの研究期間とその後について、どう考えるか。

町長 20年程度に変わりは無い。具体的には中期計画で決定する。

質問 再生可能エネルギーの考究と育成とあるが、どう考えているのか。

町長 ふん尿バイオマスや木質バイオマスなどのほか、循環型の肥料として使える施設も考えたい。

質問 医療体制の確保、高齢化対応のまちづくりとは、具体的にどんな事を目指すのか。

町長 町立診療所の24時間救急体制を含めた機能の維持と、医師の確保。

質問 地域おこし協力隊活用を考察と書いてあるが、4月からスタートすることが出来るのか。

るのか。

町長 活動分野として、高齢者や体の不自由な方への生活支援に2、3名確保したい。

質問 生活支援といっても幅広いが、もう少し具体的に。

町長 幌加内町でやっている生活支援ということで、郡部にまたがり、独居老人を含めた形で声掛けサービスというイメージを持っている。

質問 畜産担い手育成事業についてはどうか。

町長 これから具体的に取り組みたい。

質問 12月16日の「教えて池上さん！親子で見たい北海道のあのモンダイ」(TVH)の中で、鶴居村の取り組みが放映されていた。北海道の村で唯一人口の増えている村として紹介され、チーズ作りや牛の貸付制度、子育て支援など、住みよいまちづくりを作り上げていくことが放映された。この様な町づくりは参考にならないか。

町長 参考にした。

産業厚生常任委員会

第5回産業厚生常任委員会

7月22日

◎調査事項

(1)幌延町認定こども園の受け入れ体制及び運営体制について

第7回(10月8日)の委員会において、平成27年度以降の受け入れ体制について説明があった。主な協議事項は、保育時間の設定、保育料全般、軽減対策、実費負担等について協議した。

第8回(11月7日)は前回の議論を整理し、土曜日の受け入れに関して各委員の意見を聴取した。また、保護者等の考え方と運営費等のシミュレーションを担当課に求めるとし、終了した。

第9回(12月5日)は、保育所保護者会での説明会での聞き取り報告から始まり、こども園の運営について協議した。前回要望した運営費等のシミュレーションも示された。委員からは、土曜日は休日とし、希望者

があれば1日開所するが、

職員確保が前提との意見が出された。保育料に関しては、国の標準の50%〜70%と委員の意見が分かれた。この他、通園のスクールバス利用や給食費、教材費について議論した。

平成27年第1回(1月9日)において、こども園の運営について最終的な案が示された。開園日について、土日、祝日、年末年始を休日とする。ただし土曜日は事前の申し出により1日保育もする。日曜日は今後の検討課題。職員体制は園長以下17名。保育料は現在の国の標準の85%を、給食費も含め60%に設定する。4歳以上の料金設定を廃止し、3歳以上の料金設定とする。

多子軽減は、第2子を半額、第3子を無償とする。第1子の考え方は、幼稚園部門は小学校3年生以下を第1子とし、保育部門では施設入所の年長者を第1子として扱う。

委員から複数の意見が出されたが、概ね了承し終了した。

(2)農業用水道の現況について
前回の協議事項である整備方針に引き続き、今回は農業用水道の現況について説明があった。

組合別に利用状況が出され、給水量については計画の5〜8割の状況が続いており、農家戸数や人口の減少によるとの分析だった。この他、料金体系や収支状況等が示された。

問 各地区の、簡易水道へ移行する時期はいつか。

答 問寒別と上幌・開進は平成31・32年頃。他の地区も10年以内を考えている。

(3)社会資本整備総合交付金事業及び長寿命化橋梁補修事業について

社会資本整備総合交付金事業は、橋梁補修、雪寒機械、道路、雪寒除雪の4事業を実施しているが、交付金の内示額が大きく下回っており、今後も低く抑えられることが想定される。道路事業は、当初計画よ

り2〜3年遅れている。雪寒機械事業は、平成33年度までに随時更新する予定。

長寿命化橋梁補修事業については、2回の入札を行ったが不調となり、交付金を全額返還することとした。問 道路事業について、今後も町単費を入れないのか。答 起債も含め、制度を活用して進めていく考え。

総務文教常任委員会

第8回

10月8日

・原子力機構改革に係る幌延深地層研究計画について

○原子力機構改革

①強い経営の確立

②職員による改革活動

○職員の意識向上

③事業の重点化

④安全確保・安全文化醸成・地下研究事業の見直し

◎地下研究事業の見直し
幌延における今後の調査研究課題の要点

・地元協定の遵守
・センターは重要な研究の場

・人工バリア適用性確認
・処分概念オプシヨンの実証
・堆積岩の緩衝能力の検証

問 500mまで掘る計画が提示されたと理解しているのか。答 町として要請した経緯もあるが、必須の課題として抽出され、深度500m掘削は確認できたと考える。

第9回

11月7日

・会計検査院実地検査による指摘事項について

地域情報通信基盤整備推進事業の一部2百4万4千



円を返還すべきと指摘を受けた。その内容は、光ファイバーケーブルを架空配線するための自立柱を建てたが、その地中部に設置する計画の根柢と底板が一切設置されていなかった。これは事業費6百14万1千9百99円の内、総務省の交付金額である。

問 業者に支払いは終わっているのか。

答 全て支払っている。業者の実績報告書も、やっていないにもかかわらずやったかのような報告書で、業者に負担を求めて行く。

問 負担を求める額は。

答 事業費6百13万1千9百99円。

問 工事の完成検査で見つけられなかったのか。

答 書面でもそういうふうに上がって来ていたし、冬場の工事で中を確認できなかった。

問 写真は付いてなかったのか。

答 見通せなかった。

問 後での不都合などは、クレームの対象になるのか。

答 2年間の補償期間は既に経過している。業者で一斉

点検をした。

問 全てを掘り返し、やり直しをさせる権利はあるのではないか。

答 今後の交渉の中で、そういったことも主張していかなくては考えている。

第10回 12月16日

・平成25年幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について

○点検評価の趣旨

平成19年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育行政事務の管理及び執行状況について点検評価し、議会に提出、公表することと規定された。

14項目40の事業内容について、評価した。

問 特別支援学級の状況は。

答 4学級に分け、5名の教員が配置されている。

問 幌延スキー場の圧雪車の状態は。

答 何とかしようしているが、だましだまし使っている現状で、今後このような形で行かざるを得ないと思っている。

議会の動き



- 10月10日 ▶ 第59回議会報発行特別委員会
- 10月14日 ▶ 第60回議会報発行特別委員会
- 10月22日 ▶ 第61回議会報発行特別委員会
- 11月7日 ▶ 第8回産業厚生常任委員会
- 11月7日 ▶ 第9回総務文教常任委員会
- 11月7日 ▶ 第10回全員協議会
- 11月11日～13日 ▶ 第58回全国町村議会議長全国大会(東京都)
- 11月14日 ▶ 北留萌消防組合議会(羽幌町)
- 11月26日～28日 ▶ 産業厚生常任委員会委員道外研修(東京都)
- 12月1日 ▶ 第8回議会運営委員会
- 12月5日 ▶ 第8回幌延町議会臨時会
- 12月16日 ▶ 第9回議会運営委員会
- 12月16日 ▶ 第10回総務文教常任委員会
- 12月16日 ▶ 第11回全員協議会
- 12月16日 ▶ 第62回議会報発行特別委員会
- 12月18日 ▶ 第10回議会運営委員会
- 12月25日 ▶ 第9回幌延町議会定例会
- 1月9日 ▶ 第1回産業厚生常任委員会
- 1月9日 ▶ 第63回議会報発行特別委員会

町民と議員の意見交換より PART3

身体介助		生活支援	
状況視察		状況視察	
排泄介助	オムツ、トイレ等	買物	同行、依頼等
体位交換		調理	煮炊、配膳、片付等
移動介助	ベッド、歩行等	掃除	
衣類着脱	全部、一部、見守り	洗濯	洗い、干し等
整容	洗面、爪等	寝具	整頓、メイク等
食事介助	全部、一部、見守り	金銭	同行、見守り等
水分補給		確認	火元、安全
入浴介助	全身、部分	薬	投薬、配薬
清拭	全身、部分	※ヘルパーのサービス内容についてのご意見がありましたので、確認した結果、表のとおりの内容となっています。	
身体運動介助	リハビリ、散歩等		
付添介助	通院、外出		
服薬介助	服薬、塗布等		

編集後記

年も改まり、丑年から未年にバトンタッチされた。先日、NHKを見てみると、十二支というのは本来、植物が種を植えてから成長し、実が出来るまでを表したもののこと。ただ、昔の人は文字を読めない人が多かったので、その文字に動物を当てはめたのが、十二支の始まりではないかと放送されていた。その中で、未は成長半ばを表しているといっていた。我が町も首長が変わり、町の5カ年計画も後期半ばに入るが、新しい町長がどう舵を切っていくのかが注目される。

私達議会報編集委員の任期も、残すところあと3カ月余りとなった。町の皆様に「議会だより」を身近に感じていただけるよう、研鑽努力をしてきたが、議会の真意が十分に伝わっているのか、自問自答している。残りわずかだが、もう一頑張りしたい。

編集委員長 鷲見 悟
副編集委員長 斎賀 弘孝
編集委員 西澤 裕之
 吉原 哲男

平成27年度 住民税申告相談のご案内

確定申告は2月16日(月)から3月16日(月)までです。

◆申告相談の日程及び場所

月 日	曜 日	時 間	対 象 地 区	会 場
2月16日	月曜日	8:30 ~ 17:00	幌延地区全域	幌延町役場大会議室
2月17日	火曜日	8:30 ~ 17:00		
2月18日	水曜日	8:30 ~ 17:00		
2月19日	木曜日	8:30 ~ 17:00		
2月23日	月曜日	10:00 ~ 16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター
2月24日	火曜日	9:00 ~ 15:00		

※当日都合の悪い方は、別の相談会場または上記相談日以外の日に、会計課財政グループ税務担当窓口までお越しください。

◆確定申告を必要とする主な方

- 1 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- 2 年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- 3 公的年金等の収入金額が400万円以下で、他に20万円を超える所得がない方は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となる場合があります。

◆給与所得者で確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付しています

- 平成26年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円または所得の5%を超える方
※事前に人毎・病院毎に集計されているとスムーズに申告手続きを済ませることができます。
- 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、または増改築をされた方で、一定の要件に該当する方

◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください

- 1 印鑑
- 2 平成26年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 3 生命保険料及び地震保険料等の支払証明書
- 4 医療費等の領収書
- 5 障がい者のいる方は障害者手帳
- 6 国民年金支払証明書
- 7 国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の領収書等
- 8 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要です)

詳細については、会計課財政グループ税務担当にお問い合わせください。(電話 5-1113・告知端末機 5-8813)

稚内税務署からのお知らせ

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成27年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです。還付申告については、平成27年2月15日(日)以前でも行えます。(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません)。

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納期限は平成27年3月16日(月)です。納期限までに現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)または住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してあります。

なお、金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

その他、期限内申告に係る所得税及び復興特別所得税については、指定した金融機関の口座から自動的に納税額が引き落とされる振替納税が利用できます。大変便利ですのでぜひご利用ください。

(注) 1 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

- 2 納付が法定納期限(平成27年3月16日(月))に遅れた場合、または残高不足等により口座振替ができなかった場合には、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —

平成27年
4月

幌延町認定こども園 「たんたん」がスタートします

“認定こども園”は、保育所と幼稚園の両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育ての相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行います。

幌延町認定こども園は、認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす「保育所型」です。

幼稚園機能(3~5才児)

保護者の就労にかかわらず、3歳以上のお子さんで、幼稚園教育を希望する方が対象です。

教育標準時間

9時00分～13時00分

(給食後に降園)

・預かり保育利用時間(有料)

13時00分～16時15分

・延長保育(有料)

7時15分～8時30分

16時15分～19時00分



保育園機能(0~5才児)

下記の「保育を必要とする事由」に該当する家庭のお子さんが対象です。

保育時間

①保育標準時間認定

7時30分～18時30分

(保護者の就労により、最大11時間利用可能)

延長保育(有料)

7時15分～7時30分

18時30分～19時00分

②保育短時間認定

8時15分～16時15分

(保護者の就労により、最大8時間利用可能)

延長時間(有料)

7時15分～8時15分

16時15分～19時00分

子育て支援事業

こども園に入園されていないお子さんと、その保護者に子育てに関する相談・交流の場等を提供し、子育てを応援します。

☆チャチャ(あそびのひろば)

月～金曜日 9時00分～16時15分

☆なかよし保育(こども園開放)

園児との交流

毎週月曜日

10時00分～11時00分

☆すきっぷくらぶ(月1～2回)

保育士が提供する遊び

☆子育てに関する相談

来園・電話・訪問等で対応

☆子育て講座

☆情報の提供

「子育て支援だより」の発行

☆一時預かり(有料)

9時00分～16時15分

(延長時間は保育園機能に同じ)

平成27年度の入園の申込みを平成27年2月1日から2月28日までの期間で行います。

●認定こども園 入園までの流れ

1. 支給認定申請書兼現況届出書を就労等の証明書類を添えて中央保育所に提出します。

様式は中央保育所、町ホームページから入手できます。

子ども・子育て支援新制度により、認定こども園(施設型給付施設)を利用する際、町へ「保育の必要性」の認定申請を行い、「支給認定証」の交付を受けることとなります。

- ・1号認定子ども～満3歳以上の小学校入学前の子どもで保育を必要としないもの
- ・2号認定子ども～満3歳以上の小学校入学前の子どもで保育を必要とするもの
- ・3号認定子ども～満3歳未満の小学校入学前の子どもで保育を必要とするもの

2. 保育の必要性や必要量の審査、利用者負担額(保育料)の算定後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて利用者負担額、入園承諾書等が通知されます。(3月下旬予定)

3. 4月の入園までに、口座振替の手続きや入園のしおりにより園生活に必要なものを揃えましょう。

●保育を必要とする事由について（2号、3号認定）

- ①就労・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護）
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む。）
- ⑦就学（職業訓練等における職業訓練を含む。）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※①～⑩従事する時間により保育の必要量を審査し、保育標準時間認定（最大11時間利用可能）・保育短時間認定（最大8時間利用可能）を決定します。

●保育を必要とする事由ごとの有効期限について

1号認定～認定された日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまで

2号認定

- ①就労・疾病・障がい・介護・看護・災害・虐待・DVの場合は、小学校就学の始期に達するまで
- ②妊娠・出産の場合は、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- ③休職活動の場合は、認定された日から90日を限度として市町村が定める期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- ④教育施設に在学・職業訓練の場合は、当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日までの期間か小学校就学の始期に達するまでのいずれか短い期間
- ⑤育児休業の場合は、認めた事情を勘案して市町村が定める期間

3号認定～認定された日から満3歳に達する日の前日までの期間を基準に2号認定の②から⑤までの事情を考慮した期間

●利用者負担額（保育料）、延長保育料、預かり保育料などの料金に関することは、別紙折込み文書でお知らせしていますので、ご覧ください。

認定こども園についてのお問い合わせは 中央保育所 電話・告知端末機（5-1254）
または役場町民課 電話（5-1115）・告知端末機（5-8815）でお受けしています。

～問寒別へき地保育所 入所児募集について～

問寒別へき地保育所では、平成27年度の入所児を2月1日～28日までの期間で募集いたします。

- ・募集定員 30名
- ・対象児童 小学校入学前の児童（但し、設備の関係で2歳未満の児童を除く）
- ・入所事由 保護者の就労等により家庭で保育できない場合
3歳以上児については、集団生活の経験をさせたい等の場合
- ・手続き 入所申込書、就労等の証明書、同意書を問寒別へき地保育所に提出してください。
（各様式は問寒別へき地保育所または中央保育所に備えてあります）
- ・問い合わせ先 問寒別へき地保育所 電話・告知端末機（6-5404）
中央保育所 電話・告知端末機（5-1254）



まちの話題



幌延町消防団 出初式

1月4日

1月5日



✎ 幌延町消防団の出初式が、4日に問寒別分団、5日に幌延分団でそれぞれ行われました。

幌延分団の出初式では、勇壮な梯子乗りが披露され、大きな喝采を浴びていました。

両分団とも、市街地のパレードのあと、祝賀会を開催し、永年勤続などの表彰を行いました。



浦山医師 感謝状贈呈

12月24日

✎ 浦山医師は10年以上の永きにわたり、旭川方面天塩警察署検案嘱託医として検視業務にご尽力された功績が讃えられ、天塩警察署長から感謝状が贈呈されました。



成人式

1月5日

✎ スーツや振り袖に身を包んだ新成人 17 名が出席し、来賓などの祝福を受けました。

新成人たちは、一人ずつ近況や将来の抱負などを述べたあと、野々村町長と植村議長からお祝いの杯を受け、和やかに成人を祝いました。



幌延町歳末 金融機関パトロール

12月26日

✎ 天塩地区防犯協会連合会、天塩警察署、幌延町が合同で、町内の金融機関を訪問し、振り込め詐欺等の未然防止への協力依頼、啓発資料の贈呈を行いました。



▲稚内しんきん幌延支店

▼幌延郵便局



▲パトロールを行った皆さん

▼幌延町農協本所



1月17日



第6回幌延町 工作実験教室

【広報・調査等交付金事業】



幌延深地層研究センターのゆめ地創館で工作実験教室が行われました。

平成26年度最後の工作は「ミニミニロケットを作ろう！」

と「フランクリンモーターを作ろう！」でした。どちらの工作も完成した途端、子どもたちは大はしゃぎで遊んでいました。平成26年度は計6回の工作実験教室を開催し、参加者合計は442名というたくさんの方に参加していただくことが出来ました。今後もこのような機会を作っていきたいと考えておりますので、来年度もぜひご参加お待ちしております。



1月18日



新年交礼会

1月6日



幌延町商工会と町の共催で開催されている新年交礼会が、国際交流施設で開催されました。町内の各種団体や事業所、町内会などから約74名が集い、和やかに新年のあいさつなどを交わしていました。

1月18日



第39回 問寒別地区 少年少女カルタ大会



新春少年少女カルタ大会が、問寒別町民会館を会場に地区の小中学生4チーム11名が参加し開催されました。熱のこもった試合が続く中、最後は1枚を争う熱戦が繰り広げられました。

優勝「駿チーム」(大岩駿さん、遠藤康真さん、大倉理沙さん) おめでとうございます。



第36回幌延町 子ども会新春 かるた大会

1月12日



幌延町子ども会育成連絡協議会主催の幌延町子ども会新春かるた大会が、幌延町役場3階和室で開催されました。大会には、町内の子ども会から7チーム23名が参加し、真剣な表情で札をとっていました。

低学年の部 優勝「問寒別チーム」

(遠藤康真さん、西川綾人さん、佐藤晃平さん)

高学年の部 優勝「つくし・問寒別チーム」

(西澤寛大さん、遠藤芽衣さん、古草凌雅さん)

おめでとうございます。

幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、パブリックコメントの実施予告について



情報

町では、重要な計画や条例を策定する場合、事前にその案を公表し、その案に対し、町民皆さんから意見を募り、提出された意見を参考に政策を決定する「パブリックコメント手続」を行っています。

平成27年2月に、次の案件について、パブリックコメントの実施を予定しておりますので、お知らせします。

案 件 名	意見募集期間（予定）	担当部署
幌延町まちづくり町民参加条例（案）	H27.2.2～H27.2.22	総務課総務グループ
幌延町子ども・子育てプラン（仮称）（案）	H27.2.5～H27.2.19	町民課保健福祉グループ
第6期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（案）	H27.2.5～H27.2.19	町民課保健福祉グループ

問い合わせ先 **総務課総務グループ** 電話 5-1111 告知端末機 5-8811
町民課保健福祉グループ 電話 5-1115 告知端末機 5-8815

平成27年度 幌延町奨学生の募集

幌延町では、平成27年度に公立高校・専修学校の専門課程（専門学校）及び短大・大学（大学院）へ進学される方を対象に奨学生を募集します。

学資の貸付を希望される方は、通学校の学校長と相談の上、教育委員会 総務学校グループへお申し込みください。

☆募集期間

平成27年2月1日～平成27年3月31日

※上記募集期間外であっても追加で受け付けておりますので、教育委員会 総務学校グループまでご相談ください。

☆貸付額

高 校 生 月額 10,000円
専 門 学 校 生 月額 20,000円
大 学（短大）生 月額 20,000円

☆貸付資格

申請日現在において幌延町民もしくは、幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校より進学する予定または進学した生徒であること。

☆提出書類

- 1 小学資金貸付申請書
- 2 学校長の推薦書、または成績証明書
- 3 身上申告書
- 4 申請者の住民票抄本
- 5 健康診断書

※1～3の用紙については、教育委員会 総務学校グループに備えてあります。

◎詳しくは、幌延町教育委員会総務学校グループ

（電話 5-1117 告知端末機5-8817）までお問い合わせください。

各手当制度のご紹介

～ 児童手当 ～

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆支給対象

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方。

◆支給額（月額）

注：養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

①所得制限額未満の方

0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
〃（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

②所得制限額以上の方

児童の年齢に関係なく一律	5,000円
--------------	--------

◆支給期日

毎年2月、6月、10月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～～～ 所得制限 ～～～

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

～ 児童扶養手当 ～

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- ◎父母が婚姻を解消した児童
- ◎父または母が死亡した児童
- ◎父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ◎父または母が生死不明の児童
- ◎父または母が1年以上遺棄している児童
- ◎父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ◎父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◎婚姻によらないで生まれた児童
- ◎棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※ただし、上記に該当しても次のような場合は手当を受けることができません。

①児童が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 父（母）の死亡による公的年金や労災による遺族補償を受けることができるとき
- ハ. 父（母）に支給される公的年金の加算対象になっているとき
- ニ. 児童福祉施設等または、里親に委託されているとき
- ホ. 母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき（父（母）が重度の障害にある場合を除く）

②父母または養育者が

- イ. 日本国内に住所がないとき
- ロ. 公的年金を受けることができるとき

※公的年金等を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

◆支給額（児童1人月額）

	～26年3月	26年4月～
全部支給	41,140円	41,020円
一部支給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円

※児童2人目は月額5,000円、3人目以降は児童1人につき月額3,000円が加算されます。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止または全部停止となります。

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～ 特別児童扶養手当 ～

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）

障害等級	～26年3月	26年4月～
1級	50,050円	49,900円
2級	33,330円	33,230円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～ 障害児福祉手当・特別障害者手当 ～

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設及び障害者施設等に入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆支給額（月額）

	～26年3月	26年4月～
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
特別障害者手当	26,080円	26,000円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給期日

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受給するためには、認定請求書を提出する必要があり、受給資格があっても請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細につきましては、役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160 告知端末機5-8815）へお問い合わせください。

運転免許更新時講習のお知らせ

優良運転者講習（30分）

2月10日（火）	午後1時から	天塩町社会福祉会館
2月12日（木）	午後6時30分から	遠別町生涯学習センター「マナピィ21」
2月14日（土）	午後1時から	豊富町町民センター

一般運転者講習（1時間）

2月14日（土）	午後2時から	豊富町町民センター
----------	--------	-----------

違反運転者講習（2時間）

2月14日（土）	午後3時30分から	豊富町町民センター
----------	-----------	-----------

屋根からの落氷雪事故防止などのお願い

毎年、冬になりますと、沿道建物等からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくするため、特に、次のことに注意するようにお願いいたします。

- ◆落氷雪事故の発生が懸念されるような沿道建物等については、雪止めを設置するようにしてください。
- ◆既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等のサビ、老朽化等による破損が原因で落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損等が発見された際は早急に修繕するようにしてください。
- ◆落氷雪事故は、気温がマイナス3℃からプラス3℃程度のときに発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪の際には、歩行者や遊んでいる子供等に十分注意するようにしてください。
- ◆落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないように排除してください。
- ◆交通事故及び交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- ◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
- ◆軒下や道路では、絶対に子どもを遊ばせないようにしてください。
- ◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、早めに付着した氷雪の除去を行うようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。

～中皮腫や肺がんなど、石綿による疾病の補償・救済について～

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性がありますので、まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

問い合わせ先

北海道労働局労働基準部労災補償課 電話 011-709-2311（内線3590） FAX 011-709-3540

注意報・警報の発表基準について

TVやラジオなどで発表されている注意報や警報の発表基準が地域によって違うことをご存知ですか？

風雪注意報を例にしますと、宗谷地方では、陸上で11m/s、海上で15m/sの風が吹き雪によって視程が悪化する（予想されている）場合に発表しています。しかし、隣接する上川地方の一部では、陸上で10m/sの風が吹き雪によって視程が悪化する（予想されている）場合に発表となる地域があります。

また、大雪注意報では、宗谷地方は12時間で30cmの降雪がある（予想されている）場合に発表となりますが、隣接する上川地方では、北部は宗谷地方と同じ基準ですが、上川地方の中部と南部では12時間で25cmの降雪がある（予想されている）場合に大雪注意報が発表されます。

このように地域で発表基準が違うのはなぜでしょう？実は、注意報や警報の発表基準は、その地域に被害や影響が出るかどうかを考慮して決められているからです。市町村ごとに過去に発生した災害事例や注意報・警報の発表頻度等を元に、市町村などの防災機関と協議して決めているので、地域によって発表基準が違ってきます。

気象台では、注意報や警報などの各種気象情報を発表し、注意や警戒を呼びかけていますので、これらの情報を上手に活用して、気象災害に遭わないようにしましょう。

札幌管区気象台のホームページでは、札幌管区気象台と北海道開発局、北海道、(独)土木研究所寒地土木研究所の4機関が共同で作成した、「暴風雪のリーフレット」、「防災ミニノート」、「小学生向けリーフレット」をご覧くださいので是非一読し、暴風雪へ備えるようにしてください。

札幌管区気象台ホームページ 防災教育 暴風雪への備えURL

<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/bousaikyouiku/schoolbousai/boufusetu/boufusetu.html>



気象状況・天気予報の確認先 稚内地方気象台（電話:0162-23-2678）

※稚内地方気象台ホームページURL

<http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

※問い合わせ先

稚内地方気象台（電話:0162-23-2679）



みぞるるや遺産に和食和紙の国	遠景色墨絵に変わる霽雪	霽降り灯にいくつもの傘ひらく	みぞるるや親しき人がまた逝きし	みぞれ降る避けて通れぬ事ばかり	みぞるるや日銭稼ぎしその昔	みぞれ降る朝 <small>あした</small> に父祖の地を離る
田中 徹男	三浦 宮吉	熊谷千恵子	佐藤 光朗	藤岡 芙美	横山 貞雄	富樫とも子

十二月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

冬期火災予防運動

北留萌消防組合では、全国各地で住宅火災により死傷者が発生している現状から、住民一人一人に火災の恐ろしさを認識いただくとともに、出火の絶無と火災による死傷者の発生を未然に防止することを目的に『冬季火災予防運動』を実施します。

実施期間

平成27年2月15日(日)～2月25日(水)

統一標語

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

※期間中、1人暮らしのお年寄り（65歳以上）のお宅を訪問し、防火査察及び避難経路確保のための除雪を実施する予定です。

北留萌消防組合消防署幌延支署
電話5-1159

国民年金保険料の強制徴収の取組強化などに関連した 保険料詐取にご注意下さい!!

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しており、次のような事例が報告されていますので、ご注意ください。

<被害にあった事例>

●【**年金事務所**】の職員を名乗る男性がお客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。

●【**区役所から委託を受けた民間会社**】の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。

●【**日本年金機構**】の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。

集金に来なくなったので年金事務所に照会したところ、日本年金機構の職員が訪問して国民年金保険料を集金した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚しました。

<ここがポイント!!>

【区役所職員や区役所が委託した会社が保険料の支払いをお願いすることはありません】

国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅への訪問や電話をするのは、年金事務所の職員か日本年金機構が業務委託した民間事業者だけです。市区役所や町村役場が国民年金保険料を集金することはありません。

【日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください】

年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅を訪問する場合は、日本年金機構が発行した写真付身分証明書を携行し、訪問の際に必ず提示しますので、身分証明書を確認してください。また、日本年金機構が業務委託した民間事業者は、必ず日本年金機構から業務を委託されている事、会社名、氏名を名乗ることになっています。

【保険料の支払いには日本年金機構から送付した保険料納付書が必要です】

日本年金機構が業務委託した民間事業者が、国民年金保険料をお預かりする場合は、日本年金機構がお客様に送付した保険料納付書が必要です。お客様が保険料納付書をお持ちでない場合、日本年金機構から業務を委託されている民間事業者も保険料をお預かりすることはできません。

【領収書は必ず受け取ってください】

年金事務所の職員や日本年金機構が業務委託した民間事業者が、お客様の自宅を訪問して、国民年金保険料をお預かりする場合は、領収証書を発行しますので、必ず受け取ってください。

※日本年金機構は、国民年金保険料の納付の情報など、個人情報の保護管理やセキュリティ対策を実施して情報漏えいの防止に努めています。また、委託業者に対しても個人情報管理の点検を義務付けるなど情報漏えいの防止を徹底しています。

～不審な電話や訪問があった場合は～

- ・できるだけ1人で対応せず、相手の名前・所属・用件を聞き、メモを控えて家族等に相談してください。
- ・怪しいと感じたら、口座番号等の個人情報を話したり、支払いをせずに、日本年金機構本部、または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 本部
電話：03-5344-1100 「お客様の声担当」[2]を押してください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線159、告知端末機5-8815)にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 2月 (February)

注:保セ=保健センター

1日	チャレンジ教室「雪と遊ぼう」10:00～ (上山牧場)	16日	リトミック教室 10:30～ (保セ) 運動習慣定着化事業 14:00～ (保セ) 住民税申告相談(幌延地区全域) 8:30～17:00 (役場大会議室)
2月		17日	住民税申告相談(幌延地区全域) 8:30～17:00 (役場大会議室)
3日		18日	すくすく健診 10:00～、13:00～ (保セ) 住民税申告相談(幌延地区全域) 8:30～17:00 (役場大会議室)
4日		19日	住民税申告相談(幌延地区全域) 8:30～17:00 (役場大会議室)
5日		20日	
6日		21日	
7日		22日	町民スキー大会 (東ヶ丘スキー場)
8日		23日	住民税申告相談(問寒別地区全域) 10:00～16:00 (問寒別生涯学習センター)
9日		24日	住民税申告相談(問寒別地区全域) 9:00～15:00 (問寒別生涯学習センター)
10日	ぱくぱくキッズ 10:00～ (保セ)	25日	
11日	建国記念の日	26日	
12日	おひさま子育て会 10:30～ (問寒別町民会館)	27日	5歳児健康相談 13:30～ (保セ)
13日	【町立診療所】問寒別出張診療日	28日	
14日			
15日	町民歩くスキーの集い (豊幌林道)		

告知端末機「知らせますケン」の視聴についてお願い!

告知端末機「知らせますケン」では、通常の行政情報だけでなく、緊急の避難警報など、皆さんにとって重要なお知らせ放送をすることがあります。電源は必ず入れて、1日1回は視聴するようお願いします。

★お悔やみ申し上げます
山本 清美さん(53歳)字幌延
大平 ミツエさん(88歳)字下沼
遠藤 よすみさん(85歳)字下沼

☆お誕生おめでとう
鈴木 優誠くん(父真樹)1北2

戸籍の窓

野村 和枝さん(夫)栄町6
山本 ミヨシさん(妻)問寒別
大平 昌司さん(母)下沼
遠藤 孝志さん(母)下沼
結城 博子さん 字幌延
(香典返しの一部)
◇幌延町社会福祉協議会へ
(社会福祉事業へ)
問寒別カラオケ愛好会
幌延町ライオンズクラブ

ご寄付ありがとうございます
いっしょに



サークル紹介

幌延町スキー協会

会長 見延 傳藏さん

今回サークルを紹介させていただくにあたり、幌延町スキー協会の見延会長にお話伺うことができました。

Q 幌延町スキー協会の基本的な活動内容を教えてください。

見延会長 基本的には水曜日に子どものスキー教室、金曜日に大人のスキー教室を行っています。その他にはバジテストを行い、資格を持った会員がスキーの技術を審査します。

Q 幌延町スキー協会への入会に資格は必要ですか。

見延会長 はい。条件として一般の2級以上の資格を持った方なくては会員になることはできません。

Q 幌延町スキー協会の会員にとってやりがいとはなんですか

見延会長 やはり、自分が教えた生徒がバジテストで合格したり、

成長していく様を垣間見た時ですかね。技術のあるスキーの先生をお招きして、会員のレベルアップ向上にも取り組んでいます。

Q 最後に何か伝えたいことはありますか。

見延会長 スキーが大好きで、子供や大人にスキーを教えたいという方はぜひ、幌延町スキー協会に入会しませんか。今現在、資格を保持していないという方でも、大人のスキー教室やバジテストなどもあるのでたくさんの人に参加してほしい。

興味がある方は幌延町スキー協会事務局次長 梅津正昭さんまでお問い合わせください。

(幌延町スキー協会 事務局次長 梅津 正昭さん 電話5-2835)



ほろのべの裏窓

■2月となりました。毎日寒い日が続いていますが、そんな中でも暖かいニュースがありますね。問寒別駐在所の大西所長ご夫妻が製作したパトカーの雪像。たまたま問寒別駐在所前を通りかかった観光客がネット上にパトカーの雪像の写真を掲載したところ、大きな反響があったことで、テレビニュースや新聞に多数取り上げられ一躍時の人となりました。

■大西所長ご夫妻の雪像づくりは今回で3度目で、毎年1月10日の110番の日をめぐって、町民の交通安全や安心で安全な暮らしを願い、製作されています。ご夫妻だけでなく、近所の子どもたちも雪像づくりを手伝ってくれるなど、ご夫妻だけではなく色々な人の支えがあった作り上げられたものだと言っていました。

■このような明るいニュースを幌延町民に届けてくれた大西所長ご夫妻に感謝するとともに、来年の雪像作りにも期待したいです。

【総務課企画振興グループ】

● 広報誌へのご意見、ご要望をお寄せください ●
 総務課企画振興グループ 電話 5-1111【内線】222・223・224
 告知端末機 5-8812



わが家のエンジェル



立山 友輝くん ともき
 (平成26年5月2日生・元町)
 お父さん 正章さん
 お母さん 里美さん

最近はずっと歩きも活発になり家中を探索しています。いつもニコニコ笑って我が家のアイドルです。心優しく、たくましい子に育って欲しいです。



高橋 新くん あらた
 (平成26年5月10日生・宇幌延)
 お父さん 健さん
 お母さん 亜矢さん

わが家に産まれた男の子新です。甘えん坊でお姉ちゃんと遊ぶのが大好きです。健康で丈夫におーきく育って☆

(平成26年12月 末日現在)	男	1,278(-1)
※()内は前月比	女	1,223(-6)
	計	2,501(-7)
	世帯数	1,284(-3)

平成27年2月 発行/天塩郡幌延町
 企画・編集/総務課企画振興グループ ☎1111(224)
 幌延町ホームページアドレス/ <http://www.town.horonobe.hokkaido.jp>
 メールアドレス/ zsr-som-kis@town.horonobe.hokkaido.jp